

議案第 2 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）が施行されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）において所要の改正がなされたことにより、関係条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(里庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 1 条 里庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年里庄町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

別表第 1 中「里庄町心身障害者医療費給付条例」を「里庄町障害者医療費給付条例」に改める。

別表第 2 中「里庄町心身障害者医療費給付条例」を「里庄町障害者医療費給付条例」に改める。

(里庄町税条例の一部改正)

第 2 条 里庄町税条例（昭和 36 年里庄町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号及び第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成 28 年里庄町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

(里庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 4 条 里庄町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年里庄町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。